

平成27年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月13日（金曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 発議第1号
《追加議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 3 議案第32号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 3号
- 日程第 5 議案第 4号
- 日程第 6 議案第 5号
- 日程第 7 議案第 6号
- 日程第 8 議案第 7号
- 日程第 9 議案第 8号
- 日程第10 議案第 9号
- 日程第11 議案第10号
- 日程第12 議案第11号
- 日程第13 議案第12号
- 日程第14 議案第13号
- 日程第15 議案第14号
- 日程第16 議案第15号
- 日程第17 議案第16号
- 日程第18 議案第17号
- 日程第19 議案第18号
- 日程第20 議案第19号

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
日程第 2 2 議案第 2 1 号
日程第 2 3 議案第 2 2 号
日程第 2 4 議案第 2 3 号
日程第 2 5 議案第 2 4 号
日程第 2 6 議案第 2 5 号
日程第 2 7 議案第 2 6 号
日程第 2 8 議案第 2 7 号
日程第 2 9 議案第 2 8 号
日程第 3 0 議案第 2 9 号
日程第 3 1 議案第 3 0 号
日程第 3 2 議案第 3 1 号
日程第 3 3 閉会中の継続審査の申出について
閉会宣告
-

出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君 | 2 番 上 条 浩 堂 君 |
| 3 番 新 居 禎 三 君 | 5 番 小 林 武 司 君 |
| 6 番 籠 田 利 男 君 | 7 番 増 澤 武 志 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 1 1 番 赤 羽 千 秋 君 | 1 2 番 三 澤 一 男 君 |
| 1 3 番 平 沢 恒 雄 君 | |

欠席議員（1名）

- 9 番 西 牧 一 敏 君
-

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久 君 副 村 長 中 村 俊 春 君

教 育 長 山 口 隆 也 君 会 計 管 理 者 小 口 正 君

総務課長 中村康利君

税務課長 野口英明君

住民課長 青沼永二君

保健福祉課長 塩原美智代君

保育園長 百瀬清君

産業振興課長 住吉誠君

建設水道課長 赤羽孝之君

教育次長 根橋範男君

総務課主幹 上條憲治君

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子君

書記 児玉佳子君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日の会議に先だちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可しました。

傍聴人に申し上げます。議会会議規則によりまして、撮影、録音等を行うことは禁止されております。

西牧一敏議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者から欠席届が提出されております。倉科子育て支援課長は、体調不良のため、欠席です。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番・竹野入恒夫議員、1番・大池俊子議員を指名します。

◎発議第1号

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案件提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員。

(8 番 大月民夫君 登壇)

○ 8 番 (大月民夫君) 発議第 1 号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

先の第 186 回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くなどの内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と合わせ、地方自治法第 121 条長及び委員長などの出席義務が改正されたことから、山形村議会委員会条例第 18 条を改正するものであります。

なお、施行日は本年 4 月 1 日ですが、一部改正条例に経過処置を置き、本年 4 月 1 日現在、在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、改正前の条例の規定が効力を有することといたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 (平沢恒雄君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長 (平沢恒雄君) 質疑もないので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案件は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、発議第 1 号「山形村議会議員条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第 32 号

○議長 (平沢恒雄君) 日程第 3、第 32 号「山形村辺地総合整備計画の変更について」

を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第32号「山形村辺地総合整備計画の変更について」であります。「辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定によりまして、美野里ヶ丘辺地地域の公共的施設整備について、総合整備計画を変更するものであります。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審議についてお諮りします。去る3月11日開催の議会運営委員会において、議案第32号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩します。休憩。

(午後 1時10分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 1時20分)

○議長(平沢恒雄君) それでは、先ほど議題としました議案第32号の議案についてお諮りいたします。本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号「山形村辺地総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
-

◎議案第3号～議案第31号

- 議長（平沢恒雄君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、第3号から日程第32、議案第31号までの既提出議案を一括議題として審議、評決を行います。各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配布の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

- 総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会の付託議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案については、去る3月6日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により、報告します。

議案第3号「山形村道路線の認定について」、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第5号）の所管の款と項」、議案第23号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第24号「平成26年度山形村公共下水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算の所管の款と項」、議案第29号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第30号「平成27年度山形村下水道事業会計予算」、議案第31号「平成27年度山形村水道事業会計予算」の10議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

- 福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審

査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る3月9日の審査の結果、次のとおりに決定しましたので、議会規則第77条の規定により報告します。

議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第6号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、議案第11号「山形村地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「山形村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について」、議案第17号「山形村保育所条例の制定について」、議案第18号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第5号）の所管の款、項」、議案第20号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第21号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第22号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算の所管の款、項」、議案第26号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第27号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第28号「平成27年度山形村介護保険特別会計予算」。

以上21議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

なお、議案第5号、議案第8号及び議案第12号においては、起立多数、4対1により可決すべきという結論になったことを申し添えます。その反対の理由は、いずれの3議案とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、村の条例を変更するというその理屈はわかるが、この改正は政治が教育に口を出す改正で、時の長が悪ければ、教育も悪くなる危険性があるという理由で賛成できないとするものであります。

以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。新年度予算、平成27年度の予算で、清水高原宿泊設備等の指定管理に絡んで、指定管理料が載ったわけですがけれども、その指定管理料に関して、総務産業委員会の中でどのような審議が行われたかをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、籠田利男総務産業常任委員長、答弁願います。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 課長の方から説明があったわけですが、そのことに関して、昨年12月の定例会で、一応、定数管理については総務産業常任委員、また委員会でも、本定例会でも全員一致で可決しておりました。この重みはやはり自覚していかなければいけないということで、こちらの方としては、指定管理料は下がるよということではあったのですが、話を聞いている中ではもうめいっばいかなということと解釈しました。

もう1つ、このことを村民が知らなければいけないということで、どういうことでこの予算が上がったかと。いわゆるスカイランドに関する補助金をつけなければいけないかということに関しまして、維持管理をするためにということなのですが、それを広報なりそういうもので村民に示してほしいという、この2つの意見が質疑の中で出ました。

そういう中で、委員の皆さん、同じ考えだということの中で採決をさせていただきました。そういうことで、今、話の中でも、めいっばいかなと、精一杯やっていた中でのことかなということで、賛成全員による可決となりましたことを報告しま

す。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいですか。

○2番（上条浩堂君） 了解しました。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

日程第4、議案第3号「山形村道路線の認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。

本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号「山形村道路線の認定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は、討論を省略し直ちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは最初に反対の討論を許します。大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。この改正は、首長が教育長として議会の同意を得て直接に任命するというものですが、政治が教育行政に口を出すことができるようになる過去の苦い経験から、分離してきたことをまたぶり返すというような感じになります。

そのために、教育というのは行政からは独立したものであると考えていますので、反対であります。

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第6号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。

本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは討論を行います。

最初に、反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上条議員。

○2番(上条浩堂君) 2番、上条浩堂です。賛成の立場ではありますが、今回の保育園医並びに小学校医の報酬引き上げ、あまりにも一遍に、段階を踏まずに他市町村にならったということで、その項目において、例えば薬剤師等の報酬、一遍に4倍にも迫ろうというもので、この辺は今後、大いに反省を求めるものではありませんが、以上をもって賛成の立場からの苦言を呈して終わりにしたいと思います。

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第6号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第8号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例につい

て」討論、採決を行います。

お諮りします。

本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。このマイナンバー制度、手数料条例の改正の中のマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をして、全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するというもの。これは10月から住民票を持つ全員に数字を知らせる通知カードを村を通じて郵送する。来年の1月からは年金確認などの手続でマイナンバーを使用。希望者には顔写真やICチップが入った個人番号カードを交付するとしています。

内閣府調査でも「プライバシー侵害の恐れ」が32.6%、「個人情報不正利用被害の心配」が32.3%、「国による監視の恐れ」が18.2%と、いずれも「特に不安がない」の11.5%を上回っています。

これまでは年金、医療、介護、雇用の情報、納税、給与の情報は、それぞれの制度ごとに管理されていたものが、1つの固まりになります。既に社会保障番号を導入しているアメリカでは、個人情報の大量流れ、不正使用が大問題になっている中です。危険で不安な仕組みづくりをするこの強引なやり方には、国民の権利を危険にするものであり、とても賛成できるものではありません。

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第8号「山形村手数料徴収

条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第9号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第9号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第11号「山形村地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第11号「山形村地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは本案に反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。これは市町村によっては6,000円を、1カ月に、1回に6,000円を超える村なども出てきています。その中で、山形村は平均の18.4%と少ないものの、村民の側から見れば負担が増えて、これ以上大変になってはなかなか払えない。滞納も出てきています。保健料金を増やしても、肝心の介護の方は受けられない状態になりかねませんので、反対します。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

竹野入君。

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。介護保険の条例は3年に1回の改正であります。現在の介護サービスを落とさないために、また情勢をかんがみでの改正です。しかも、今回は第1号被保険者の区分は8から9と1つ増やして改正してあります。そのことを評価して賛成といたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、反対の議員の討論を許します。

以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第13号「山形村指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第13号「山形村指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第14号「山形村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第14号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第15号「山形村指定地域密着型サービス事業者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第15号「山形村指定地域密着型サービス事業者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第16号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第16号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第17号「山形村保育所条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号「山形村保育所条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第18号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第18号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第19号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第5号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第19号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第20号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第21号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものとし、討論を終結し直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第21号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、議案第22号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第22号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第23号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第23号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、議案第24号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第24号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） それでは、この27年度の予算に賛成の立場から討論します。

3月11日で東日本大震災から4年が経ちました。避難者22万9,000人、震災関連死は3,000人を超え、東電第一原発事故避難者は福島県が6割近くを占めるといいます。福島第一原発では放射性物質も含む汚染水が海に流出するなど、重大な問題が続いており、収束とはほど遠い状態です。

菅谷市長も避難指示解除地域などへの帰還は低線量被ばくなどの問題から、住民を汚染地域に戻すのはまだまだ慎重であるべきだと考えも示しています。被災者が生計を再建できるまで、公的支援を続けるべきだと思います。昨年の白馬の地震の教訓、死亡ゼロ、お隣同士の助け合いは地域防災で大いに学ぶべきだと思います。

さて、自立村存続の山形村の平成27年の予算は、昨年より4億1,600万円多い34億8,900万円となっています。防災行政無線整備事業や国営二期土地改良事業などが大きいものです。スカイランドきよみず指定管理者もトヨタエンタプライズに決まり、新たな指定管理料1,700万円近くが乗せられています。

心配になるのはマイナンバー制や教育委員会制度の改正、また介護保険制度の改正などによる国からの押しつけの制度改正で住民の生活や暮らしはどう変化するのか心配です。よい面としては、ふれあい児童館の改修や保育料の値下げ、長年の保護者の願いでもありました。山形村新規就農者支援事業は国の制度の利用が減る中、より利用しやすいものにして、農業後継者づくりに役立ててほしいものです。

また、弱者の足の確保の問題では、新たに地域公共交通検討委員会議の予算も盛り入れ、買い物や通院などの交通弱者への解決になればと願うものです。子育て支援センター「すくすく」も利用者が増え、充実してきています。小学校も学校支援地域本部もコミュニティスクールへと発展し、村中みんなで子育てが始まっています。福祉、暮らし優先の村づくりを進めることこそ、健康寿命延伸の村につながるのではないかと思います。

以上を申し上げまして、賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 本案に賛成の議員の討論を許します。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 7番、増澤武志君です。27年度予算について、おおむね賛成する立場で討論いたします。

まず、村の将来を担う子どもに関する予算が充実したということであります。子育て支援に力を入れている姿、そして保育料についてもおおむね減額できる保育料体系になっています。そして、ふれあいの館の改築と、子どもにとって待っていた事業であると思います。そして、もう一点、百瀬村政の健康寿命延伸の村づくりへの道筋をつけるという、そういった予算になっております。

スカイランドきよみずにつきましては、指定管理になり5年が経ちました。昨年、次の5年間の業者選定にあたりまして、現状では収益が出ないために、村に管理料として約1,700万円の支払いを含む指定管理協定を求められております。指定管理の審査委員会での協議を経て、村は12月、指定管理者の指定について、議会は12月議会で管理料を減額するよう努力をしていただきたいという村長に注文をつけた上で議決をいたしました。その後、村の努力もありまして、若干の減額になったところであります。

そこで、村は今後、村民にこの情報を提供し、よく説明して、意見をよく聞いて、その上での執行を求めたいと思います。村民の知らないところで将来にわたり続いていく高額な支出の約束はすべきではないと思います。村民不在の村政運営は明るく元氣な村づくりを目指す百瀬村政には無縁ではないでしょうか。

以上、賛成の立場で若干申し上げましたが、さらに一点、この本施設、スカイランドきよみずにつきましては、建築から20年が経過をしております。大切な村民の財産であるところから、将来に引き継ぐこの施設のあり方について、これを機会に研究するという事を求めたいと思います。様々な立場からあらゆる方向性を可能な限り、オープンな状態での議論を求めます。村民にとって大きな心配事ではあります。みんなが納得いく取り組みを村には求めたいと思います。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で等を終結し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案件に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第25号「平成27年度山形村一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第27、議案第26号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第26号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、議案第27号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第27号「平成27年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第29、議案第28号「平成27年度山形村介護保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第28号「平成27年度山形村介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第30、議案第29号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第29号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第31、議案第30号「平成27年度山形村下水道事業会計予算について」討論、採決を行います。

討論を行います。最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第30号「平成27年度山形村下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第32、議案第31号「平成27年度山形村水道事業会計予算」について討論、採決を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これよりに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第31号「平成27年度山形村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに決定しました。

○2番(上条浩堂君) 議長。

○議長(平沢恒雄君) 上条浩堂議員。

○2番(上条浩堂君) 2番、上条浩堂です。議長にちょっとおたずねしたい。

議案第19号の平成26年度の補正予算の審議の中で、賛成討論はあったのか、なかったのか、お聞きしたいです。

○議長(平沢恒雄君) ちょっとお待ちください。

お答えします。大池議員の方で、当初言ったことを訂正をされて、後で27年度のとときに質問をされたということです。

○2番(上条浩堂君) 賛成討論はなかったということによろしいですね。

○議長(平沢恒雄君) そうということです。大池議員、そういうことですね。

そういうことですので。そういうことで理解願います。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長(平沢恒雄君) 次に、日程第33、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。各委員長より会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査、調査の申出書がお手元に配布のとおり提出されました。

お諮りします。

閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程は全て終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(平沢恒雄君) ここで、村長より挨拶があります。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 閉会にあたってご挨拶を申し上げます。今定例会は3月4日から本日3月13日までの間、平成27年第1回山形村議会定例会でありましたが、ご提案を申しあげました全ての議案につきまして、ご承認、また議決を賜りまして、誠にありがとうございました。特に新年度予算につきましては、詳細にわたってご審議をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

初日での本会議、全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会と、本日行われました本議会ともに慎重にご審議をいただきました。また、一般質問では、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

さて、今年度予算では、重要な案件は3年来、山形村の課題として取り組んできましたスカイランドきよみずの継続運営を株式会社トヨタエンタプライズに管理費を払い、運営を決めていただいたことであります。管理費は、村は今まで数十万円程度しか払ってきませんでしたので、近隣の同様な施設の動向を見たり、株式会社トヨタエンタプライズの過去5年間の経営実績の中から必要経費を吟味していただき、何度も担当課で交渉してきた結果の数値であります。行政としては適正な数値と判断しました。ぜひ株式会社トヨタエンタプライズには、今まで以上によりプランを検討し、顧客の集客を図り、黒字経営を図られることをご期待申し上げ、村としてもよく確認し、見守りをしていきたいと思えます。

今年さらには私の山形村開村150周年記念に向けた健康寿命延伸の村づくりに大勢の議員の皆様一般質問をいただき、ご理解をいただきましたこと、誠にありがとうございました。これからの山形村のビジョンを皆さんでつくっていく、夢のある事業がスタートできるものと感謝申し上げます。

また、本日追加提案をいたしました山形村辺地総合整備計画の変更による美野里ヶ丘以降の清水高原の整備事業は、先に申しあげましたスカイランドきよみず指定管理者継続経営、さらに健康寿命延伸の村づくりを大きく後押ししてくれる事業と心より期待するものであります。

さて、平成27年度は、国や県も地方創生で大きな方向転換をしております。可能な限り、その施策を取り入れながら、山形村が日本一元気な、明るく元気な村になるよう努めてまいり覚悟でございますので、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方には、特に健康にご留意され、変動します行政を車の両輪のごとく、それぞれの使命で力強く支援をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、今議会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成27年第1回山形村議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時38分）